

一般社団法人 SAKE WORLD協会

会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人SAKE WORLD協会定款（以下「定款」という。）第4章の規程に基づいて、会員に関する事項を定める。

(会員の種類及び資格要件)

第2条 会員は、正会員、賛助会員及び特別会員の3種類とし、各会員の資格要件は以下のとおりとする。

① 正会員

一般社団法人SAKE WORLD協会（以下「当団体」という。）の目的及び事業に賛同して入会した個人、法人、任意団体及び設立時社員とする。個人、法人及び任意団体は、当団体が別に定める入会申込書により申し込み、社員総会の承認を得たものとする。

② 賛助会員

当団体の事業を賛助するため入会した個人又は団体で当団体が別に定める入会申込書により申し込み、理事長の承認を得たものとする。

③ 特別会員

当団体の取り組みに様々な形で寄り添い、共に推進し、かつ継続して事業への協力を行うために入会した個人又は団体で当団体が別に定める入会申込書により申し込み、理事長の承認を得たものとする。

(会費の納入)

第3条 入会の承認を得た者は、年会費もしくは月会費の納入をもって会員となる。

2 会費は入会時期により毎年入会月に1年間分を納入するか入会月から毎月納入するか選択しなければならない。

3 原則として、年度途中で会員の種類が変更になった場合は、新たな会員種類の会費として既に納入された会費を充当することができる。

(会費その他の費用)

第4条 正会員の入会金及び年会費は社員総会において定める。

2 正会員以外の各種会員の会費については以下のとおり定める。

3 賛助会員の入会金及び会費は以下のとおり定める。

入会金：3万円 年会費：1口 12万円 月会費：1口 1万2千円
4 特別会員の入会金及び会費は以下のとおり定める。

入会金：10万円 年会費：1口 36万円 月会費：1口 3万6千円

(会費の返還)

第5条 納入済みの会費は、特別の事由がない限り返還しない。

(任意退会)

第6条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第7条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

2 前項各号の理由により会員を除名しようとする場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う社員総会において、弁明の機会を与えなければならない。

3 除名処分となった者に対し、納入済みの会費等は一切返還されない。

(会員資格の喪失)

第8条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(改正)

第9条 この規程の改正は、理事会の決議を経て、理事長が行う。

附 則

本規程は、2021年3月31日に施行。